

# 広州市屋外広告管理弁法

1998 年 8 月 1 日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 広州市屋外広告管理弁法

## 第1章 総則

第1条 本市の屋外広告の管理を強化し、屋外広告活動を規範化し、都市の景観が清潔で美しくあることを維持し、屋外広告の健全な発展を促進するため、「中華人民共和国広告法」等の関連する法律、法規に基づき、本市の実際状況に照らして、本弁法を制定する。

第2条 本弁法でいう屋外広告には以下が含まれる。

(1)公共の場所又は自ら所有する場所の建設用地、構築物、空間を利用して設置する道路看板、ネオンサイン、電子看板（スクリーン）、ライトボックス、ウィンドー、看板等の広告。

(2)交通手段（各種水上浮遊物及び空中飛行物を含む）を利用して設置し、描き、掛け下げ、貼り付ける広告。

(3)その他の形式により屋外に設置し、描き、掛け下げ、貼り付ける広告。

第3条 本市の行政区域内において設置し、描き、掛け下げ、貼り付ける等の屋外広告に従事する組織及び個人には、総じて本弁法を適用する。

第4条 広告主、広告事業者、広告発布者は、審査の上確定された事業範囲内において、法により屋外広告活動に従事しなければならない。

屋外広告の設置は、都市計画の要求に合致しなければならない。都市の景観、緑化、風景名勝及び交通、消防の安全に影響を及ぼしてはならない。

第5条 本市の各レベルの工商行政管理部門は、本市の屋外広告の監督管理機関であり、屋外広告活動に従事する組織及び個人に対する監督管理の実施を担当する。

都市計画部門は、屋外広告設置の計画管理、屋外広告を設置する地区、ブロック及び設置要求の確定、重要地区、重要ブロック及び50㎡を超える（同数を含まない、以下同）屋外広告の審査を担当する。

景観環境衛生部門は、50㎡を超える屋外広告の設置についての審査及び掛け下げ、貼り付ける屋外広告の審査管理を担当する。また破損、欠落等の都市の景観に影響を及ぼす屋外広告については法により取り締まる。

都市建設、都市行政造園、公共事業、公安等の行政管理部門は、各自の職責に基づき、屋外広告の監督管理業務を協力して行わなければならない。

第6条 工商行政管理部門より登記の審査許可を得ずして、屋外広告を発布してはならない。

## 第2章 計画の公布

第7条 屋外広告の内容は、真実かつ合法的で、社会主義精神文明の建設要求に合致しなければならない。広告には虚偽の内容が含まれてはならず、いかなる形式によっても消費者を欺き、誤導してはならない。

第 8 条 屋外広告に使用する文字、中国語のピンイン、商標、計量単位等は、国の規定に合致し、記載が規範どおりで正確でなければならない。

第 9 条 以下のいずれかの状況に該当する場合、屋外広告を設置してはならない。

- (1)交通安全施設、交通標識を利用する場合。
- (2)都市行政の公共施設、交通安全施設、交通標識の使用に影響を及ぼす場合。
- (3)生産又は人民の生活を妨害し、道路の通行に影響を及ぼし、都市の景観を損なう場合。
- (4)国家機関、文物保護組織、記念建築、代表的な近代建築及び名勝観光地が存する建築制限地帯である場合。
- (5)電力柱、電信柱、電車柱、街路灯柱を利用する場合。
- (6)違法建築、倒壊の危険のある家屋及び安全を脅かす可能性のあるその他の建築及び施設を利用する場合。
- (7)歩道、都市の広場（商業街、歩行者天国を除く）、緑化帯等の公共の場所を利用して看板広告を設置する場合（企業名称を用いた案内標識を含む）。
- (8)各種待合室、劇場、コンベンションホール、スポーツ競技施設にタバコの広告を設置する場合。
- (9)非商業区域の建築物の外壁、別棟、屋上、欄干及び塀に事業性を有する屋外広告を設置する場合。
- (10)県レベル以上の裁判所が屋外広告の設置を禁止する区域である場合。

第 10 条 市街地の道路上への道路看板の設置を厳格に制御する。商業街路、歩行者天国にある道路に道路看板を設置する場合、都市計画の要求に合致しなければならない。

本市の中山路、環市路、北京路、上九路、下九路、長堤路、農林下路、署前路、環市路、江南大道、天河路、洪德路等の重点商業街区域に屋外広告を設置する場合、ネオンサイン形式の使用を奨励する。

第 11 条 下記に掲げるブロック及び場所にある道路への屋外広告の設置数量を厳格に制御する。

- (1)広州汽車駅、広州汽車東駅、空港。
- (2)海珠広場、天河体育中心、珠江新城。
- (3)東風路、解放路、流花路。
- (4)料金所、橋梁、高架橋、橋脚台、歩道橋（広告による資金集めを除く）

上記の場所に長期にわたり固定した屋外広告を設置する場合、ネオンサイン、電子看板、コンピュータ絵画等の形式を採用しなければならない。

第 12 条 歩道橋に屋外広告を設置する場合、見通しの利く、ネオンサインの形式でなければならない。占有面積は橋体そのものの面積を超えてはならない。

第 13 条 装飾性を有する灯飾を事業性を有する屋外広告に使用する場合、屋外広告管理に組み入れられる。

第 14 条 屋外広告施設の設計、制作及び据付設置は、相応する技術基準、品質基準に

合致し、かつ以下の要求に合致しなければならない。

(1) 10 キロボルトの高圧導線から広告看板までの距離は正味 1.5m を下回ってはならないこと。

(2) 低圧導線又は電話線から広告看板までの距離は正味 0.5m を下回ってはならないこと。

(3) 建（構）築物の外壁から広告看板の外縁までの距離は 1.8m を超えてはならないこと。

(4) 地面から広告看板までの距離は 4.5m を下回ってはならず、屋根のある歩道の上方に設置する場合は、地面からの距離は 2.8m を下回ってはならないこと。

(5) 市街地の消防通路の上空 4.5m 以下、幅 3.5m 以内に屋外広告を設置してはならないこと。

(6) 屋外広告の電気使用施設は、「広州地区電気設置装置規程」の規定及び電力供給部門の関連規定に合致しなければならない。

(7) 横額、標語を掛け下げる場合、通りを跨ってはならず、掛け下げ期間は 15 日を超えてはならない。

第 15 条 屋外広告を設置する組織及び個人は、屋外広告施設について安全責任を負う。一枚の看板の面積が 50 m<sup>2</sup>以上の屋外広告は、安全保険を付保しなければならない。

第 16 条 企業の看板広告は、企業の登録登記名称に合致していなければならない。企業の看板広告は、同一道路において、調和を図り、整然と設置しなければならない。

専売商品を取扱う企業は、レイアウトの一部<sup>1</sup>において独占的に取扱う商品の広告を発布することができるが、その面積は看板レイアウトの 1/2 を超えてはならず、非専売商品の広告を発布してはならない。

第 17 条 設置を許可された屋外広告は、その右下角に「屋外広告設置許可証」の番号及び事業者の名称（ネオンサイン広告を除く）を明記しなければならない。

### 第 3 章 計画設置及び審査許可登記管理

第 18 条 屋外広告の設置は、都市計画の要求に合致しなければならない。

重要地区の屋外広告スペースの設置計画は、都市計画行政主管部門が工商、都市景観環境衛生、公安、都市行政造園等の関連部門が策定する。具体的な計画は、市裁判所に報告し許可を得た後、工商行政管理部門が監督実施する。

都市の重要地区及び 50 m<sup>2</sup>以上の屋外広告看板の設置は、まず都市計画部門の同意を得なければならない。そのうち、50 m<sup>2</sup>以上の屋外広告の設置は、さらに都市景観環境衛生管理部門の同意を得なければならない。

横額、標語の設置は、都市景観環境衛生管理部門が審査許可管理を担当する。

その他の地区の屋外広告看板の設置は、一枚の看板又は組立てたものの総面積が 50 m<sup>2</sup>以下（50 m<sup>2</sup>を含む）場合、市工商行政管理部門が審査許可するが、国の定める都市景観基準に合致しなければならない。

---

<sup>1</sup> 中国語原文では、「招牌版面部門」となっているが、「招牌版面部分」の誤記と解して訳出したもの。

第 19 条 屋外広告を運営する組織及び個人は、総じて工商管理部門に申請し営業許可証を受領しなければならず、屋外広告運営権を取得した後はじめて運営することができる。

第 20 条 広州地区以外の広告事業者及び外商広告企業が本市において屋外広告を運営する必要がある場合、相応する屋外広告運営権を有する本市の広告事業者に委託して請け負わせなければならず、自ら本市において屋外広告運営活動に従事してはならない。

第 21 条 屋外広告の設置申請は、以下の手順に従い行わなければならない。

(1)申請人は広告看板の設置用地先を探して決定した後、市工商管理部門に申請を提出し、かつ同時に広告のサンプル原稿、広告契約及び関連する証明資料を提出しなければならない。

(2)屋外広告の設置について、その場所が交通、道路、都市行政施設に係る場合、又は空港の上空制御区域内の建築物の頭部に広告スペースを設置する場合、事前に関連部門の同意を得なければならない。

(3)市工商管理部門は申請を受けた後、当該部門が直接に審査許可する場合、7 業務日内に決定を下さなければならず、都市景観環境衛生管理部門に送付して届け出なければならない。計画、都市景観環境衛生又は関連部門に送付し意見を求める必要がある場合、関連部門は 15 業務日内に同意するか否かについて回答しなければならない。

(4)審査の結果合格である場合、市工商管理部門は「屋外広告登記証」を発給する。

第 22 条 企業が賛助する文化、体育、公益等の活動を行う場合で、2 ヶ月を超えない臨時屋外広告を設置する必要があるときは、屋外広告事業者に委託してこれを請け負わせなければならず、工商管理部門に対し申請を提出し、許可を得た後はじめて設置することができる。

第 23 条 屋外広告は、登記した場所、形式、仕様、期間等の内容に従い発布しなければならず、無断で変更してはならない。

第 24 条 すでに許可されたが、登記事項を変更する必要がある場合、原審査許可登記管理部門へ申請して変更登記手続きをした後はじめて発布することができる。

第 25 条 法により設置を許可された屋外広告の施設が都市の臨時構築物であり、広告登記管理機関が法定手続きに従い変更する場合を除き、その他のいかなる組織及び個人もこれを占用し、撤去し、覆いをし、又は損壊してはならない。

許可された屋外広告はすべて都市の臨時構築物であり、都市建設又はその他の特別な状況により屋外広告を撤去する必要がある場合、まず工商管理部門に書面により通知しなければならず、工商管理部門が書面により屋外広告設置者に自ら撤去するよう通知する。

屋外広告スペースは空けたままにしてはならない。契約期間が満了し、速やかに広告を発布することができない場合、公益広告をもってそのスペースを補充しなければならない。

第 26 条 屋外広告用地の占用料は、物価部門の査定基準により徴収される。

第 27 条 企業及び個人事業者が自ら所有する場所（家屋所有権又は使用権を有する場合を含む）に、内容が営業許可証の登記項目に合致する看板広告を対外的に設置する場合、広告のサンプル原稿及び関連証明資料を所在地の区、県レベルの市工務行政管理部门へ登記申請しなければならない、受理した工務行政管理部门により「看板広告登記証」を発給された後はじめて設置することができる。

第 28 条 公共広告欄の設置は、区、県レベルの市工務行政管理部门が同レベルの都市計画部門と共に統一的に計画し、区、県レベルの市工務行政管理部门が設置及び管理を担当し、かつ市工務行政管理部门に報告して届け出る。

第 29 条 公共広告欄に経済、文化、社会の各種広告を貼り付ける必要のある組織及び個人は、いずれも貼り付ける場所の区、県レベルの市工務行政管理部门に対し登記しなければならない、区、県レベルの市工務行政管理部门が認定した広告会社に委託して統一的に貼り付けられる。

公共広告欄以外の建築物、構築物、樹木、電柱等の公共施設に広告を貼り付けることを禁止する。

第 30 条 「屋外広告登記証」の有効期間は 1 年とし、期間満了後引き続き設置する必要がある場合、有効期間満了の 15 日前までに原審査許可登記管理部门へ更新手続きを行わなければならない。期限を過ぎても手続きを行わない場合、登記管理部门はこれに対し広告の発布を停止するよう命じる。情状が重い場合、登記管理部门がその登記証を抹消する。

第 31 条 屋外広告を建（構）築物又はその他の媒体に設置する場合、発布者が補修、保守、交換、撤去について責任を負う。単独で設置する場合は、設置者が責任を負う。合意、約定がある場合、合意に基づき執行する。

第 32 条 屋外広告の保守管理責任組織又は個人は、屋外広告の設置状況を日常的に検査し、図案、文字、灯光の表示が不全で、古くなった、汚れた、腐食した、損壊した、変形した、脱色した、汚い等の状況を発見した場合、直ちに回復又は撤去しなければならない。期限切れの又は使用価値を喪失した屋外広告は速やかに撤去しなければならない。

第 33 条 屋外広告事業者及び用地を賃貸する組織又は個人は、物価部門の査定基準に従い屋外広告登記管理部门に広告管理料を納付しなければならない。

#### 第 4 章 法的責任

第 34 条 以下の不法行為のいずれかがある場合、工務行政管理部门が処罰する。

(1)本弁法第 6 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条の規定に違反し、登記せずして無断で屋外広告を発布した場合、登記管理機関が不法所得を没収し、5000 元以下の罰金を科す。

(2)本弁法第 23 条、第 24 条、第 25 条の規定に違反した場合、1000 元以上 3000 元以下の罰金を科す。

(3)本弁法第 33 条の規定に違反した場合、広告事業者及び用地を賃貸する組織又は個人が広告管理料を滞納した場合、滞納 1 日につき納付しなければならない金額の 3%の滞納金を納付しなければならない。

(4)本弁法のその他の規定に違反した場合、広告管理に関する法規に従い処罰する。

第 35 条 本弁法に違反して設置された屋外広告はすべて、法により都市計画又は都市景観環境衛生管理部門がこれに対し期限を定めて是正又は撤去を命じる。期限を過ぎても是正又は撤去しない場合、法により強制的に撤去し、必要な費用は広告発布者が負担する。

第 36 条 本弁法第 32 条の規定に違反し、回復又は撤去を命じられ期限を過ぎてもこれを履行しない場合、都市景観環境衛生管理部門が強制的に撤去する。必要な費用は本弁法第 31 条に定める責任者が負担し、かつ法により処罰する。

第 37 条 本弁法第 29 条の規定に違反し、無断で広告を貼り付けた場合、都市景観環境衛生管理部門が関連法規に基づき処罰する。

第 38 条 処罰を受けた当事者は関連行政管理機関による処罰の決定に対し不服である場合、処罰通知を受領した日より 15 日以内に、1 レベル上の行政管理機関又は同レベルの裁判所に対し不服審査を申し立てることができる。不服審査決定について依然として不服である場合、不服審査決定書を受領した日から 15 日以内に直接に人民法院に対し提訴することができる。当事者は処罰決定を受領した日から 15 日以内に直接に人民法院に対し提訴することもできる。

## 第 5 章 付則

第 39 条 本弁法は 1998 年 8 月 1 日より施行する。本弁法の施行前において、本市が制定した広告に関するその他の規則の内容が本弁法に合致しない場合、本弁法に準じる。